

水洗化期限到来に係る事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、下水道法（以下「法」という。）第11条の3第1項に規定するくみ取便所の水洗便所への改造及び神戸市下水道条例（以下「条例」という。）第7条第1項に規定するし尿浄化槽の公共下水道への接続（以下総称して「水洗化」という。）を行うべき期限の到来した、又は到来する建築物について、水洗化を促進するため、市が実施すべき事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 この要綱に定める事務を実施するための基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水洗化されていない建築物ごとに、水洗化されていない事由を的確に把握すると共に、事由に応じた個別的対応策をとり、可能な限り水洗化の促進を図るものとする。
- (2) 行政指導により水洗化の促進を図ることを原則とし、法第11条の3第3項の規定による改造命令及び条例第7条第2項の規定による接続命令（以下総称して「改造命令」という。）は、行政指導によっては水洗化されない場合で、命令の必要性及び妥当性が認められる場合に限り、これを行うものとする。
- (3) 民事上の問題により水洗化されていないものについては、水洗化の促進が公共的に必要であることにかんがみ、民事上の問題と切り離して、すみやかに水洗化が実施されるように努めるものとする。
- (4) この要綱にもとづき水洗化の指導を実施するにあたっては、法第10条第1項及び条例第7条第1項の規定による排水設備の設置を同時に行うよう指導するものとする。
- (5) この要綱に定める事務を円滑に行うため、法第11条の3第1項に規定する水洗化期限及び条例第7条第1項に規定する接続期限（以下総称して「水洗化期限」という。）の到来日等必要な事項は、広報紙への掲載その他適当な方法により市民に対して十分周知徹底を図るものとする。
- (6) この要綱に定める事務を実施するにあたり、市の内部の部局及び外部の関係機関の協力を得る必要があるときは、当該機関との連絡を密にする。

(実態調査)

第3条 市長は、水洗化期限到来日の6カ月前までに、当該期限の到来する区域における、くみ取便所及びし尿浄化槽が設けられている建築物（以下総称して「未水洗家屋」という。）の実態を把握するために必要な調査（以下「実態調査」という。）を行うものとする。

(未水洗家屋台帳)

第4条 市長は、実態調査の結果にもとづき、未水洗家屋台帳（様式第1号。以下「台帳」という。）を調製するものとする。

2 台帳に記載された未水洗家屋のうち、条例第3条第3項の規定による工事完成の届出等により水洗化されたことが確認できたものは、これを台帳から抹消するものとする。

(水洗化期限の到来通知)

第5条 市長は、未水洗家屋の占有者及び所有者に対し、文書により近く水洗化期限が到来する旨の通知を行うものとする。

(勧告)

第6条 市長は、未水洗家屋の水洗化期限が到来したときは、当該未水洗家屋の所有者に対し、直ちに水洗化するよう勧告書（様式第2号及び第2号の2）により勧告するものとする。

(個別指導)

第7条 市長は、未水洗家屋の所有者が前条の規定にもとづく勧告に対し意見を述べてきたとき、又は勧告を行った日後3カ月を経過してもなお水洗化していないときは、その事情を聴取し、それぞれの事情に応じて水洗化するよう個別的な指導（以下「個別指導」という。）を行うものとする。

(警告)

第8条 市長は、個別指導を行ったにもかかわらず、なお水洗化しない者に対し、改造命令を行うことがある旨の警告を警告書（様式第3号及び第3号の2）により行うものとする。ただし、9条第1項の各号の一に明らかに該当すると認められるときは、この限りでない。

(改造命令)

第9条 市長は、警告をしたにもかかわらず水洗化しようとししない者に対し、改造命令を行うことができる。ただし、次の各号の一に該当すると市長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 当該家屋が都市計画事業その他により、近く除却又は移転されることが確実にあるとき。
- (2) 水洗化に必要な資金の調達が困難な事情があるとき。
- (3) 水洗化することが技術的に不可能であるか又は、きわめて困難であるとき。
- (4) その他水洗化していないことについて、相当の理由があると認められるとき。

2 市長は、前項各号の一に該当するかどうか認定するため、当該未水洗家屋の所有者に対し必要な書類の提出を要求することができる。

(命令書)

第10条 改造命令及び接続命令は、命令書（様式第4号及び第4号の2）により行うものとする。

2 命令書に記載すべき法第11条の3第3項及び条例第7条第2項の相当の期間は、特別の理由があるものを除き、3カ月を下ってはならない。

3 命令書は、内容証明・配達証明つき郵便その他相手方に到達したことが確実に立証できる方法により送達するものとする。

(告 発)

第11条 職員は、改造命令に違反した者を告発するときは、違反建築物の所在地を管轄する警察署長に対し、文書により行うものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和49年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行により、当初において対象となるものが多数のため、この要綱に定めるとおりの事務を実施することができないときは、特に事情があると認めるものを除き、法第9条の規定にもとづき公示された下水の処理を開始すべき日の順により、これを実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。